

## 西宮交通指導員会及び甲子園交通指導員会補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、西宮市長・西宮警察署長及び甲子園警察署長より委嘱を受け西宮市民を交通事故から守るため活動する西宮交通指導員会及び甲子園交通指導員会（以下「指導員会」という。）に対する補助金の交付について定める。

### (補助金の交付)

第2条 市は、毎年度予算の範囲内において、会議費・事務費・研修費・活動費及び被服費について各指導員会の指導員数に応じ、「補助金等の取扱いに関する規則」（昭和58年3月31日、西宮市規則第81号。以下「規則」という。）の定めるところにより、補助金を交付するものとする。

### (交付の申請)

第3条 指導員会は、毎年度当初に補助金等交付申請書により市長に補助金を申請するものとする。なお、補助金申請の基準となる指導員数は、4月1日現在の人数とする。

### (交付の決定)

第4条 市は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金の額、交付時期その他必要な事項を記載した補助金等交付決定通知書により、その決定を通知する。

### (交付の時期)

第5条 市は、規則第16条の規定に基づき、補助事業等の実施に必要なため、その指定する期日までに補助金を交付するものとする。

### (交付の請求)

第6条 指導員会は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金等交付請求書に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金等交付決定通知書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

### (実績報告)

第7条 指導員会は、会計年度終了後60日以内に、関係書類を添えて補助事業等実績報告書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めるものにあつては、その指定する期日までに提出することができる。

(補助金の額の確定)

第8条 市は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業等の内容が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを審査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助金等確定通知書により通知するものとする。

(補助金の返還)

第9条 指導員会が、補助金の交付を受けた後に、必要な経費が前条の規定により通知した金額に満たないことが確定したときは、市長は補助金等返還命令書により、すみやかにその返還を命じなければならない。

(雑則)

第10条 この補助金の取扱いに関しては、この要綱に定めるもののほかは、規則によるものとする。

付 則

- 1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、3年以内ごとに見直しを行うものとする。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。